

# 訪日外国人向け海外旅行保険をご契約いただく方へ 重要事項説明書

2017年12月1日  
以降始期契約用

本説明書は「訪日外国人向け海外旅行保険」の重要事項説明書です。

**ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。**

※訪日外国人向け海外旅行保険は、治療・移送費用担保特約（訪日外国人用）をセットした海外旅行保険です。

※ご契約者\*1と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



## 本説明書で用いる用語の解説

<b>ご契約者</b>	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
<b>被保険者</b>	保険の対象となる方をいいます。
<b>特約</b>	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
<b>解約</b>	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
<b>未経過期間</b>	保険期間のうち、まだ経過していない期間のことをいいます。
<b>解除</b>	弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

## I 契約締結前におけるご確認事項

### 1 訪日外国人向け海外旅行保険の仕組み



日本滞在中\*2の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり、病気になったりした場合の治療費用や本国への移送費用等をお支払いします。

基本となる補償

治療・移送費用担保特約（訪日外国人用）

+

戦争危険等免責に関する一部修正特約 **自動セット**

\*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

\*2 保険期間中かつ旅行行程中で、かつ、日本国の入国手続を終了してから日本国からの出国手続を終了するまでをいいます。

## 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

### ① 基本となる補償

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・移送費用保険金	<p><b>治療費用</b></p> <p>①日本滞在中<sup>*1</sup>の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合</p> <p>②日本滞在中<sup>*1</sup>に発病した病気により、医師の治療を受けられた場合</p> <p>▶実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p> <p>※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に日本国内で必要とした費用に限ります。</p> <p><b>移送費用</b></p> <p>①日本滞在中<sup>*1</sup>の急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、日本滞在中<sup>*1</sup>に死亡された場合</p> <p>②日本滞在中<sup>*1</sup>の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや日本滞在中<sup>*1</sup>に発病した病気により、日本滞在中<sup>*1</sup>に3日以上<sup>*2</sup>続けて入院された場合</p> <p>③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で日本滞在中<sup>*1</sup>に死亡された場合</p> <p>④日本滞在中<sup>*1</sup>に、乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>▶ご契約者、被保険者または被保険者の親族<sup>*3</sup>が実際に支出した本国への移送費等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p> <p><b>治療費用・移送費用共通</b></p> <p>お支払いする保険金は、1回のケガ・病気等について、治療・移送費用保険金額が限度となります。</p>	<p>・ご契約者・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ(左記「移送費用①」の場合はお支払の対象となります。)</p> <p>・麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ</p> <p>・日本への入国前、日本からの出国後に発生したケガ</p> <p>・日本への入国前、日本からの出国後に発病した病気</p> <p>・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用</p> <p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変<sup>*6</sup></p> <p>・放射線照射、放射能汚染</p> <p>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p style="text-align: right;">等</p>

\*1 保険期間中かつ旅行行程中で、かつ、日本国の入国手続を終了してから日本国からの出国手続を終了するまでをいいます。

\*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

\*3 6親等内の血族、配偶者<sup>\*4</sup>または3親等内の姻族をいいます。

\*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。  
a.婚姻意思<sup>\*5</sup>を有すること b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)

\*6 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。

## ② 各種サービス

サービスの項目	サービスの概要	ご注意事項
キャッシュレス・ メディカル・ サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様のケガや病気の症状に応じた病院をご紹介します。</li> <li>治療費や薬代を弊社が病院や薬局に直接お支払いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡いただく必要があります。</li> <li>病院や薬局の理解が得られない場合、ご利用いただくことができません。</li> <li>ご契約の海外旅行保険のお支払い対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供できません。</li> </ul>
電話等による 通訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語・中国語・韓国語による通訳サービスを提供します(レストランやホテル等での通訳のほか、医療機関等*7での専門的な通訳も可能です)。</li> <li>東京海上日動が提携するサービス提供会社が電話またはテレビ電話による三者間通話の通訳サービスを提供します。</li> <li>*7 ご契約の海外旅行保険のお支払い対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供できません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等*7の都合により、通訳を提供できない場合もあります。</li> </ul>
ケガ人・病人等 の移送	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケガ人や病人等を本国の病院やご自宅まで移送します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約の海外旅行保険のお支払い対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供できません。</li> </ul>
トラベル プロテクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>「パスポート・クレジットカード紛失、盗難時のサポート」「空港・ホテル間の送迎予約、手配」「海外のご家族へのメッセージの伝達」「旅行関連の安全情報の提供」に関するサービスを提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予約・手配にかかわる手数料は無料ですが、送迎代等の実費はお客様のご負担となります。</li> </ul>
TOKIO OMOTENASHI アプリ*8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Wi-Fiサービス」「翻訳」等の便利な機能をご利用いただけるスマートフォンアプリです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Wi-Fiサービス」「翻訳」は、利用開始日から7日間ご利用いただけます。また、スマートフォンの機種によっては、ご利用できない場合があります。</li> </ul>

\*8 TOKIO OMOTENASHIアプリ用ID・パスワードを各被保険者に提供できる場合のみ利用可能です。

※サービスは予告なく変更されることがあります。

※サービス提供までに時間がかかることやサービス提供できないことがあります。

## ③ 補償の重複に関するご注意

- 被保険者が、補償内容が同様の保険契約\*9を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご契約の可否をご検討ください。\*10

\*9 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

\*10 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## ④ 保険金額等の引受条件

- ご契約いただく保険金額は、申込書等をご確認ください。

## ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：1日間～3か月間
  - 保険期間は、日本国の入国手続きを行う日から日本国の出国手続きを行う日までの間で設定してください。
- 補償の開始時期：保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時\*11
- 補償の終了時期：保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時\*11

※保険期間の途中であっても、日本からの出国手続きを終了した時に補償は終了します。

保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。

- ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
- クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を弊社が領収する前に生じた事故による損害等

\*11 日本時間となります。

# 3

## 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額・保険期間により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等をご確認ください。

### ② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

### ③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入またはご加入内容の変更と同時に払い込みください。

# 4

## 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II

## 契約締結時におけるご注意事項

# 1

### 告知義務

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

#### [告知事項]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

★	<ul style="list-style-type: none"><li>被保険者の生年月日</li><li>他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容(同時に申込む契約を含みます。)</li></ul>
☆	海外旅行中のお仕事に従事する場合には、その内容

\*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

# 2

## クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

## 1

## 通知義務



## [通知事項]

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

**海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合\*1は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。**

\*1 下記のお仕事に変更となる場合には、弊社からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

- ・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

**[その他ご連絡いただきたい事項] (以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)**

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

## 2

## 解約されるとき



ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご確認ください。

## 3

## 被保険者からのお申出による解約



被保険者からのお申出により、その被保険者に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

## 1 個人情報の取扱い



●弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

## 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社をご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

## 3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損

害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%<sup>\*1</sup>まで補償されます。

\*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

## 4 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を被保険者とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に弊社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
  - 被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者<sup>\*2</sup>または3親等内のご親族<sup>\*3</sup>(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

\*2 法律上の配偶者に限ります。

\*3 法律上の親族に限ります。

# ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、弊社までお問い合わせください。

- ① **本保険商品は、日本滞在中<sup>\*1</sup>のケガや病気を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
- ② **申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。**
- ③ **ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、弊社までお申し出ください。**
  - 保険金をお支払いする主な場合<sup>\*2</sup>
  - 保険期間(保険のご契約期間。最長3か月までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)<sup>\*2</sup>
  - 保険金額(ご契約金額)<sup>\*2</sup>
  - 保険料<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 保険期間中かつ旅行行程中で、かつ、日本国の入国手続を終了してから日本国からの出国手続を終了するまでをいいます。  
<sup>\*2</sup> 詳細については重要事項説明書等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。
- ④ **申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込内容の訂正が必要となりますので、弊社までお申し出ください。**
  - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
  - 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
  - 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
  - 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
  - 下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？  
下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります。
    - 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
    - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
    - 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、お仕事での航空機操縦を除きます。)
    - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
    - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
    - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ **重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか？**  
お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は東京海上日動カスタマーセンターにて承ります。

「TOKIO OMOTENASHI POLICY」

に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

[hounichi-kairyo-dh@tmnf.jp](mailto:hounichi-kairyo-dh@tmnf.jp)

受付時間: 平日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



## 事故のご連絡に関するご相談

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ等が生じた場合に、担当スタッフが各種相談に英語・中国語・韓国語でお応えします。ご利用の詳細につきましては、「ご利用ガイド」等をご確認ください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

※日本語での対応となります。